

ミックスペーパー・プラスチック製容器包装分別収集の拡充

平成 23 年 3 月から、ミックスペーパー分別収集が全市で実施されます。また、プラスチック製容器包装の分別収集も、平成 23 年 3 月から、川崎区、幸区、中原区で実施します。

ミックスペーパーとは

「資源集団回収物」や臭い・汚れの強い紙以外の全ての紙類

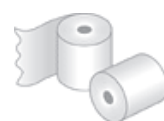
平成 23 年 3 月 全市実施

対象品



- 収集頻度 週 1 回
- 収集場所 資源物集積所
- 排出方法
 - ・紙袋に入れる
 - ・包装紙で包む
 - ・紐で結ぶ
 のいずれかの方法

トイレッ
ペーパーに
リサイクル



対象外 その 1



資源集団回収へ

対象外 その 2

- 石けんなどにおいの強い紙
- 生ごみなどが付いた汚れた紙

普通ごみへ

プラスチック製容器包装とは



マークが付いているもの

平成 23 年 3 月 川崎区、幸区、中原区実施

対象品

トレー類、ボトル類、パック類、レジ袋など



- 収集頻度 週 1 回
- 収集場所 資源物集積所
- 排出方法
 - ・中身を使い切り、汚れをふき取るか、サッと洗う。
 - ・中身の見える透明・半透明袋に入れる。

マンホールの蓋などにリサイクル
プラスチックの材料を

対象外

- プラスチック製品（おもちゃや衣装ケースなど）
- ペットボトル（キャップとラベルはプラスチック製容器包装です。）



「循環型社会」の構築という目標に向けて、市民・事業者・行政の協働のもと

3R（リデュース〔発生・排出抑制〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用〕）を基本として、
ごみ減量・リサイクルを推進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指します。